

鈴鹿市立小中学校における水泳指導及び  
学校プール施設の在り方に関する基本方針

令和8年4月改訂

鈴鹿市教育委員会

## 目 次

1	はじめに.....	1
2	策定の目的.....	2
3	水泳指導の現状.....	3
	（1）学校プール施設と指導基準.....	3
	（2）水泳指導の授業時数.....	3
	（3）指導の状況.....	4
4	学校プール施設の現状と維持保全.....	5
	（1）保有施設.....	5
	（2）管理経費.....	9
	（3）今後の施設の維持保全の方針.....	10
5	水泳授業実施手法の検討.....	11
	（1）モデル校での取組.....	11
	（2）学校外プール施設（公共・民間）の利用.....	11
	（3）学校プール施設の共同利用.....	12
6	コスト比較.....	13
7	水泳授業の実施方針.....	14
	（1）水泳指導について.....	14
	（2）プール施設利用について.....	14
8	今後に向けて.....	15
	巻末資料1 小学校 設置基準 抜粋	
	巻末資料2 中学校 設置基準 抜粋	
	巻末資料3 学習指導要領（水泳指導に関する内容）抜粋	

# 1 はじめに

これまで本市の水泳授業は、第1学期の6月中旬から7月中旬にかけて実施してきましたが、今般の異常気象に伴い、天候の制約や熱中症のおそれなど、屋外での水泳授業の円滑な実施に支障をきたすことが憂慮されています。

また、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大半の学校が、水泳授業の中止を余儀なくされることとなりました。

その後、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、水泳授業の再開を考えていましたが、長期間、学校プール施設を使用しなかったことから、修繕を要する箇所が相当数あることが判明しました。

加えて、市内の多くの学校プール施設は、設置から30年以上が経過しており、老朽化に伴う修繕費用も年々増加しています。

こうしたことを踏まえ、令和4年度に、今後の水泳授業の方向性を検討する目的で、学校外プール施設を利用して、水泳授業を実施するモデル校を1校指定し、それ以降、順次、実施校を拡大してきました。

さらに、令和7年度は、20以上の学級を有する学校をモデル校として指定し、1日当たり3コマ授業の実施可否について検証してきました。（表1参照）

なお、取組の効果検証として、これまで学校外プール施設を利用した水泳授業の実施した児童、保護者及び教職員を対象にアンケート調査を実施したところ、天候に左右されず水泳授業を実施できることや専門的な知識・技能を有するインストラクターの指導を受けられること等について肯定的回答が多く、継続を希望する意見が多くありました。

こうしたことから、安全、安心な水泳授業の実施に向けて、今後も、学校外プール施設を利用する学校の拡大を検討していくこととなりますが、その際は、財政状況及び費用対効果を十分に勘案し、協議を進めていきます。

表1 鈴鹿市における学校外プール施設利用校

実施年度	学校数	利用施設
令和4年度	1校	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿
令和5年度	6校	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 コナミススポーツクラブ 鈴鹿
令和6年度	6校	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 コナミススポーツクラブ 鈴鹿 鈴鹿スイミングスクール
令和7年度	8校	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 コナミススポーツクラブ 鈴鹿 コパンスイミングスクール 鈴鹿
令和8年度	13校	コナミススポーツクラブ 鈴鹿 コパンスイミングスクール 鈴鹿

## 2 策定の目的

---

学校教育における水泳授業は、小・中学校学習指導要領体育科（中学校では保健体育科）における主要な運動領域として規定されています。

水泳運動は、水の抵抗を受けて行う全身運動であり、児童生徒の運動能力の向上、心身の健やかな成長や健康の保持増進につながります。

また、実技指導に加えて、水際の事故防止に関する心得についても指導することとなっており、命を守る学習として重要な位置付けとなっています。

本方針は、鈴鹿市の水泳指導及び学校プール施設の在り方について検討を行い、今後のより安全で質の高い水泳指導をめざす目的で策定しました。

### 3 水泳指導の現状

---

#### (1) 学校プール施設と指導基準

小中学生の基本的な水泳技術の習得については、小学校学習指導要領解説（体育編）及び中学校学習指導要領解説（保健体育編）で、学校教育における水泳が主要な領域として規定されています。

小学校設置基準及び中学校設置基準（巻末資料1・2参照）においては、学校プール施設は必須施設とされていません。

また、学習指導要領解説（体育編・保健体育編）（巻末資料3参照）においては、「指導については適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については必ず取り上げる」と記載されています。

しかし、学習指導要領解説では、水泳の実技指導を扱わないことのできる条件として、「学校及びその近くに公営のプール等の適切な水泳場が無い場合が挙げられる。」と記されています。

こうしたことから、学校プール施設が設置されていない場合であっても、近隣に公営等の学校プール外施設がある場合は、水泳指導を実施しなくてはならないこととなります。

#### (2) 水泳指導の授業時数

令和元年度まで、水泳指導は、学校プール施設を有する全小中学校において、全学年で実施してきましたが、新型コロナウイルス感染拡大の防止措置後、水泳授業を再開した際、施設及び設備等に不具合が生じた学校がありました。このため、こうした学校においては、学校プール施設を利用した水泳授業を実施していません。

小学校においては、どの学校においても10時間程度の学習時間を年間指導計画に位置付け、実技指導及び水際の事故防止に関する心得などの理論学習を実施しているほか、消防本部と連携した着衣泳を実施している学校もあります。

中学校においては、令和7年度時点で、10校中2校が学校プール施設において実技・理論学習を行っています。残り8校の内、5校は施設及び設備等に不具合が生じており、学校プール施設が利用できず、3校は学校プール施設を有していないことから、理論学習を通して水際の事故防止に係る安全指導を実施しています。

なお、実技を行っている学校においては、8時間程度、理論学習のみを行っている学校においては、3時間程度の学習時間を確保しています。

### (3) 指導の状況

一般的に小学校では「浮く・もぐる」から「基本的な泳法」の系統化を図り、発達段階に応じた実技指導を実施しています。

また、中学校では、小学校で学習した基本的な泳法を基に、発展的な泳法の習得を学習することとなっています。

#### 【水泳授業の現状と課題 小学校】

水泳学習中の事故は命に関わることから、市内小学校では、安全を第一に考え、複数学級・学年で授業を行うなど、多くの教職員が指導に携わっています。

効果的な指導に向け、能力別指導を実施していますが、高度な専門性を有する教員が少ないことや、限られた教員数での指導となることから、十分な能力指導ができず、泳力の差が出てきています。

#### 【水泳授業の現状と課題 中学校】

市内中学校では、保健体育科の教員が実技指導又は理論学習を実施しています。実技においては、生徒の泳力差が大きく、能力に応じた指導が難しい状況にあります。

理論学習では、水泳の事故防止に関する心得と併せて、全ての中学校で消防本部と連携し、心肺蘇生法やAEDの使用方法を学習しています。

## 4 学校プール施設の現状と維持保全

### (1) 保有施設

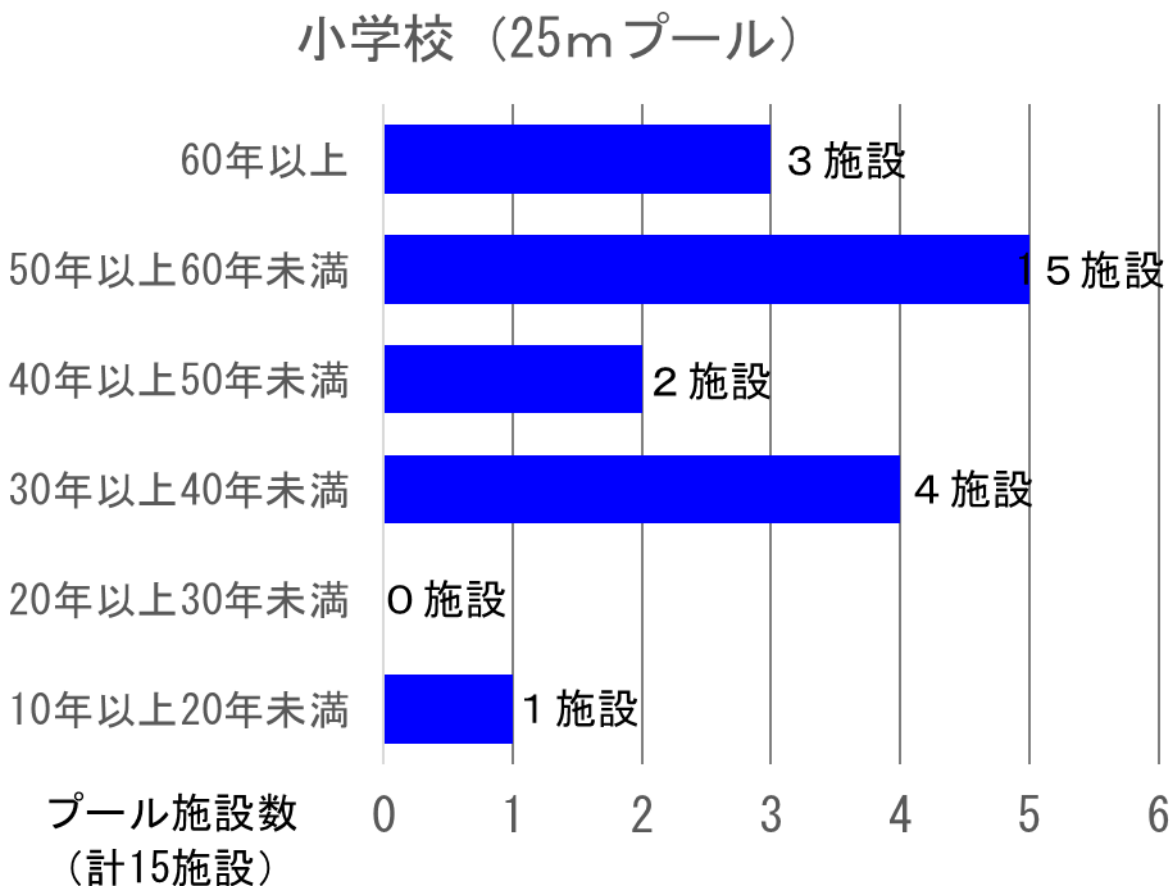
令和8年度は、本市の小中学校の内、学校プール施設において水泳授業を実施する小学校が15校、中学校が2校となる見込みです。

そのうち、建設年からの経過年数（築年数）が30年以上の施設は、小学校が14校となっており、さらに、50年以上の施設も8校あります。（図1参照）

このように、多くの施設では、老朽化が進んでおり、経年劣化によるろ過加圧ポンプ、ろ過設備、給排水管等の設備やプール水槽の防水、プールサイドの床、テント、排水溝、フェンス等の不具合が多く発生しています。

不具合の多くは、保守点検や学校が行う日常点検等により発見され、適宜、施設の安全面・衛生面を確保するための維持保全（改修・修繕）を行っています。

図1 小学校プール施設の経過年数ごとの施設数（令和8年度）



学校プール施設の不具合の例



配管腐食による漏水



ろ過設備の腐食



鉄製プール水槽腐食



ステンレスプール水槽の防水剥離



プールサイド床剥離



プールサイドテント腐食

表2 鈴鹿市立小中学校プール施設の構造・建設年・改修履歴一覧表

小学校	プール種別	水槽構造 (※1)	建設年	経過年数 (※2)	主な改修履歴及び改修箇所 (※3)
国府	25m	FRP	S60	41	・H26 設備
石薬師	25m	RC	S37	64	・H2 防水 ・H4 プールサイド ・H23 設備 ・H26 防水 ・R1 プールサイド
稲生	25m	SUS	H1	37	・R4 設備 ・R4 防水 ・R7 設備
	低学年				
飯野	25m	RC	S45	56	・S53 防水 ・H3 設備、防水、プールサイド ・H19 防水
河曲	25m	S	S41	60	・H5 設備、防水、プールサイド ・R7 設備
	低学年	AL	S60	41	
若松	25m	RC	S45	56	・S63 防水、プールサイド ・H3 設備 ・H22 設備 ・H25 設備、防水、プールサイド ・R4 設備
	低学年	S			
玉垣	25m	RC	S42	59	・S60 防水、プールサイド ・H22 付属棟 ・R4 設備 ・R7 設備
栄	25m	FRP	H27	11	・R7 設備
	低学年				
鈴西	25m	SUS	H3	35	・R4 設備 ・R6 設備 ・R7 付属棟
	低学年				
椿	25m	RC	S36	65	・H3 プールサイド ・H25 設備、防水、プールサイド ・R4 設備 ・R7 設備 ・R7 防水
	低学年	S	S56	45	
旭が丘	25m	S	S48	53	・H2 設備 ・H21 付属棟 ・H25 防水、プールサイド ・R6 設備 (大プール)
	低学年				
深伊沢	25m	S	S51	50	・H2 防水、プールサイド ・H18 防水 ・H19 付属棟 ・R3 設備 ・R5 防水 ・R7 防水
庄内	25m	SUS	H5	33	・R4 設備 ・R5 防水 ・R6 設備
	低学年				
井田川	25m	S	S55	46	・H5 防水 ・H26 設備
郡山	25m	SUS	H3	35	・H25 防水
	低学年				

中学校	プール 種別	水槽 構造 (※1)	建設年	経過 年数 (※2)	主な改修履歴 (※3)
平田野	25m	FRP	H25	13	
神戸	25m	FRP	H22	16	

※1 水槽構造

RC（鉄筋コンクリート製）、S（鉄製）、SUS（ステンレス製）、  
AL（アルミ製）、FRP（ガラス繊維強化プラスチック製）

※2 経過年数 令和8年1月1日を基準日とする。

※3 主な改修履歴及び改修箇所

（建設年から令和3年までの100万円以上の改修を抽出）

設 備：ろ過加圧ポンプ、ろ過設備、給排水管 等  
防 水：プール水槽の防水（塗膜防水、シート防水 等）  
プールサイド：床、テント、排水溝、フェンス 等  
付 属 棟：更衣室、トイレ

## (2) 管理経費

学校プール施設の維持に要する1年当たりの管理経費は、これまでの実績から算出すると、平均36,790千円（小学校 29,937千円、中学校 6,853千円）となります。

表3 学校プール施設の維持に要する1年当たりの管理経費

		H18～R7 年度の平均額
維持保全費	改修・修繕費	14,632 千円/年 (内訳：小学校 12,991千円/年、中学校 1,641千円/年)
	ろ過装置 保守点検費	1,377 千円/年 (内訳：小学校 1,101千円/年、中学校 276千円/年)
	計	16,009 千円/年 (内訳：小学校 14,092千円/年、中学校 1,917千円/年)
		全学校プール施設が稼働した H24～R1 年度の平均額
光熱水費	計	20,781 千円/年 (内訳：小学校 15,845千円/年、中学校 4,936千円/年)
管理経費	合計	36,790 千円/年 (内訳：小学校 29,937千円/年、中学校 6,853千円/年)

学校プール施設は、老朽化が進んでいる上に、これまで、ろ過加圧ポンプ、ろ過設備、プール水槽の防水等において、耐用年数に応じた全面改修、更新を計画的に行っていない施設もあり、施設の安全面・衛生面を確保するために行う維持保全（改修・修繕）の経費は、年々増加していくことが見込まれます。

多くの施設で老朽化が進む中、財源に限りがあることを踏まえ、今後の施設の維持保全の在り方を検討する必要があります。

### (3) 今後の施設の維持保全の方針

水泳指導方針を踏まえ、今後の小中学校プール施設の維持保全の考え方を、次の①、②のとおりとします。

#### ① 小学校

多くの学校プール施設で老朽化が進んでいることから、プール本体の耐用年数期間、修繕費及び委託費用等を勘案し、学校外プール施設における水泳授業について検討を進めていきます。

なお、水泳授業を学校プール施設で行っている場合は、施設の予防保全及び事後保全を行います。学校外プール施設を利用し、水泳授業を実施した学校については、それ以降、当該施設の事後保全は行いません。

##### 【予防保全】

保守点検の結果や施設、設備の耐用年数等に応じて、施設の不具合の発生を未然に防ぎ、施設の長寿命化を図るために行う保全

##### 【事後保全】

保守点検の結果、不具合が発生する可能性が高い場合や、すでに不具合が発生した場合に行う保全

表4 予防保全による整備

整備箇所		整備方法・整備時期の目安					耐用年数	
		経過年数	0～15年	15～30年	30～45年	45～60年		60年～
設備	・ろ過加圧ポンプ ・ろ過設備	改修	更新	改修	更新	改築を含めた施設の在り方を検討	20年	
	・給排水管	—	更新	—	更新		20～30年	
・プール水槽（防水）		部分修繕		更新	部分修繕		30年	
・プールサイド（床、テント、排水溝、フェンス等）		部分修繕					—	
・プール本体（RC造） ・付属棟（更衣室、トイレ）		部分修繕		改修	部分修繕		60年	

#### ② 中学校

今後の水泳指導方針に伴い、水泳の実技指導を行う機会が減少していくことが想定されるため、学校プール施設に大きな不具合が発生した場合又は学校施設の新築、増改築等を行う場合には、学校プール施設を廃止していきます。

## 5 水泳授業実施手法の検討

本市の市立の小学校プール施設は、老朽化が進んでおり、自校の学校プール施設において、安全面・衛生面を確保しながら、水泳の実技指導を行うための維持保全（改修・修繕）に要する経費は年々増加していくことが見込まれます。

加えて、学校プール施設の利用期間は6月から7月までの短期間に限定されることから、学校プール施設の効率的・効果的な運用を考える必要があります。

こうした中、全国的にも水泳授業を民間委託して実施する動きが徐々に広がりつつあり、屋外学校プール施設の設置率は減少しています。

本市においても、こうした動向を踏まえ、今後の水泳授業の在り方を、「（１）モデル校での取組」、「（２）学校外プール施設（公共・民間）の利用」、「（３）学校プール施設の利用」の観点から検討を進めてきました。

### （１）モデル校での取組

令和7年度は、これまでで最大規模となる20以上の学級を有する学校をモデル校として指定し、学校外プール施設における水泳授業の運用及びその効果について検証しました。

実施校からは、整った環境設備により安全・安心な指導環境が確保され、専門的な指導により、短期間の授業でも児童の泳力向上につながった旨の回答が多くありました。

また、運用面での新たな試みとして、1日に3コマの水泳授業や、同時に100名を超える児童が一度に水泳授業を行いました。いずれも円滑に実施できることが確認できました。

さらに、保護者を対象に実施したアンケート調査では、「こどもは、水泳が苦手だったが、インストラクターに丁寧に指導していただき、意欲的になった。」といった指導面での肯定的な回答に加え、「天候・気温に関係なく計画的に授業ができた」といった環境面でも満足度の高い意見がありました。

### （２）学校外プール施設（公共・民間）の利用

市内には、公共プール施設が1か所、民間スイミングスクール施設が3か所あり、専門的なインストラクターによる水泳指導が行われています。

いずれの施設も屋内プールが設置されており、時期や天候に左右されず、水温・水質等の衛生管理が安定した環境で水泳授業を計画的に実施することが可能となります。

また、インストラクターによる水泳指導を受けることが可能となり、より専門的な指導によって短期間で泳力の向上も期待できます。

その一方、学校から学校外プール施設までの移動が必要となり、それに伴い授業時間の確保が困難な状況になることが懸念されます。

学校外プール施設の利用に当たっては、施設までの移動に係るバス料金やインスタ

ラクターの指導料のような必要諸経費が発生するものの、学校プール施設の管理経費の削減及び安全管理や衛生管理における教職員の負担軽減が見込まれます。

なお、民間スイミングスクール施設の利用に当たっては、移動に係るバス手配や実施当日のバスキャンセル対応等の業務については、スイミングスクール側が対応することとなっています。

また、懸念事項であった施設までの移動時間については、動画視聴による水泳指導を実施するなど、限られた時間を効果的に活用した水泳指導も可能となります。

### (3) 学校プール施設の共同利用

学校プール施設の利用については、事後保全による改修や修繕が困難な学校においては、近隣の学校プール施設を利用する学校プールの共同利用が考えられます。学校外プール施設の利用と同様に、インストラクターを配置することにより、質の高い水泳指導を行うことが期待できます。

しかし、屋外施設であることから、天候周期を考慮し、実施の可否を判断する必要があります。

また、学校プール施設の管理運営、経費についても設置学校にのみ負担が多くかからないよう配慮が必要となります。

これらに加え、共同利用は、学校間での授業の調整、移動手段や費用の確保が必要であり、学校規模により費用対効果を慎重に検討する必要があります。

#### <共同利用した場合の懸念事項>

- ・利用校については、設置校までの移動費用としてバス経費が必要となる。
- ・屋外プールを使用するため、天候により水泳授業が中止となる場合がある。  
このことに伴い、指導者及びバスのキャンセル料等が発生する。
- ・キャンセルになった場合の代替授業の実施が困難である。
- ・児童が中学校プール施設を利用する場合、事故防止の観点から、水深の調節が必要となる。（別途、プールフロア購入経費等が必要となる。）

## 6 コスト比較

今後の小学校における水泳授業の在り方を検討するため、学校プール施設を維持保全する場合と学校外プール施設（公共・民間）を利用する場合における財政負担の見込みを整理しました。

見込額の算定に当たっては、現在、使用している全ての学校プール施設を今後15年間維持保全し使用するものとし、算出しました。

また、学校外プール施設（公共・民間）利用に係る見込額の算定に当たっては、令和7年度時点での指導料、施設使用料及びバス運行費に基づき算出しました。

図2 学校プール維持保全及び学校外プール施設利用見込額（累計額）

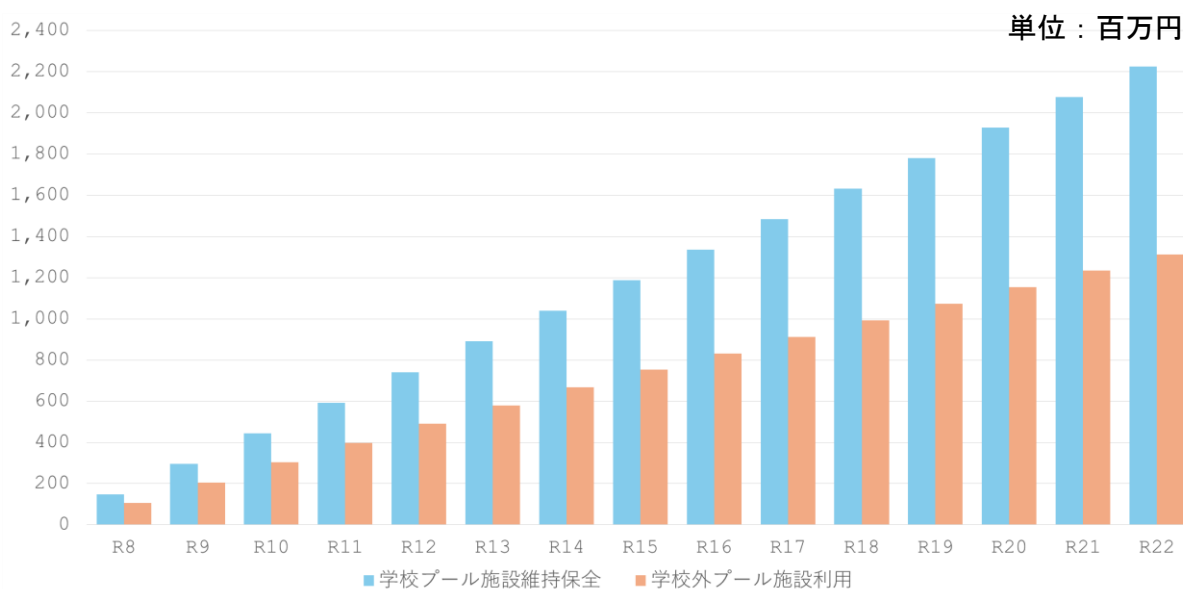


図2のとおり、学校外プール施設利用に係る累計額は、学校プール施設の維持保全に係る累計額を下回る結果となります。

学校外プール施設利用に係る財政負担については、昨今の物価高騰により、指導料の単価及びバス手配委託料等は増加する可能性があります。児童数の減少に伴い、指導料総額及び必要バス台数等は減少し、累計額の伸びが緩やかになることが見込まれます。

一方、学校プール施設の維持保全に係る財政負担は、直接、物価高騰の影響を受けることから、今後も増加することが憂慮されます。

なお、今後15年間の財政負担を、学校別に算出しコストを比較した場合、現時点では、本市の小学校28校の内、24校で、学校外プール施設利用に係る財政負担の方が低廉となります。

## 7 水泳授業の実施方針

### (1) 水泳指導について

- ア 小学校では、水難事故に遭わないための基本的な水泳技能を身に付けることができるよう、プール施設を活用した実技指導を行います。また、確かな水泳技能の習得のため、専門知識を持つ外部インストラクターの活用を検討します。
- イ 中学校では、小学校期における基本的な技能の習得を前提に、水泳の実技指導から、座学を通じて水難事故防止に関する知識を広げ、深めることができるよう指導を切り替えていきます。また、救命救急では、専門的な知識を扱った指導者により、知識・技能を身に付けることができるよう指導を行います。

### (2) プール施設利用について

- ア 小学校における水泳授業においては、天候等に左右されることなく、確実に水泳授業を実施することが可能な学校外（公共・民間）のプール施設の利用を推進していきます。
- イ 学校外（公共・民間）のプール施設の利用が困難な小学校においては、学校プール施設の稼働、及び安全面・衛生面の確保に必要な維持保全を行い、自校の施設を利用し、水泳授業を実施します。
- ウ 中学校の学校プール施設においては、各学校の実情及び施設の状況を踏まえ、順次、廃止していきます。

表5 【参考】本市における学校外のプール施設

公共のプール施設	所在地
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	御菌町 1669 番地
民間のスイミングスクール	所在地
コナミスポーツクラブ 鈴鹿	神戸三丁目 24 番 28 号
コパンスイミングスクール 鈴鹿	平田東町 8 番 25 号
JSS 白子スイミングスクール	白子町 2928 番地の 1

## 8 今後に向けて

---

令和8年度は、市内13校において、民間の学校外プール施設を利用して、水泳授業を実施します。小学校における水泳授業については、教育効果向上の観点から、引き続き、安全で質の高い指導を保障するとともに、令和8年度に、市内小学校の約半数が、学校外プール施設における水泳授業を実施する状況や教育の機会均等の観点から学校外プール施設を利用する学校を拡大することについて検討していきます。

また、引き続き、学校プール施設を利用する水泳授業に係る課題解決に努め、安全、安心な水泳授業が実施できるよう、検討を重ねていきます。

## 小学校設置基準 抜粋

### 第三章 施設及び設備

#### (一般的基準)

第七条 小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

#### (校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

#### (校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

- 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

#### (その他の施設)

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

#### (校具及び教具)

第十一条 小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

#### (他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

## 中学校設置基準 抜粋

### 第三章 施設及び設備

#### (一般的基準)

第七条 中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならぬ。

#### (校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りでない。

- 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

#### (校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

- 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

#### (その他の施設)

第十条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

#### (校具及び教具)

第十一条 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

#### (他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 体育編  
中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 保健体育編  
（水泳指導に関する内容を抜粋）

小学校

体育

第 1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

第 2 各学年の目標及び内容

【第 1 学年及び第 2 学年】

1 目標

- (1) 各種の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、基本的な動きを身に付けるようにする。
- (2) 各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、健康・安全に留意したりし、意欲的に運動をする態度を養う。

2 内容

D 水遊び

水遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。  
ア 水の中を移動する運動遊びでは、水につかって歩いたり走ったりすること。

イ もぐる・浮く運動遊びでは、息を止めたり吐いたりしながら、水にもぐったり浮いたりすること。

- (2) 水の中を移動したり、もぐったり浮いたりする簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。
- (3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすること。

### 【第3学年及び第4学年】

#### 1 目標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び健康で安全な生活や体の発育・発達について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己の運動や身近な生活における健康の課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで努力して運動をする態度を養う。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。

#### 2 内容

##### D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
  - ア 浮いて進む運動では、け伸びや初歩的な泳ぎをすること。
  - イ もぐる・浮く運動では、息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすること。
- (2) 自己の能力に適した課題を見付け、水の中での動きを身に付けるための活動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。
- (3) 運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。

### 【第5学年及び第6学年】

#### 1 目標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。

- (2) 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。

## 2 内容

### D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。
  - ア クロールでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
  - イ 平泳ぎでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
  - ウ 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。
- (2) 自己の能力に適した課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。

## 3 内容の取扱い

- (4) 内容の「D水泳運動」の(1)のア及びイについては、水中からのスタートを指導するものとする。また、学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる。

## 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (6) 第2の内容の「D水遊び」及び「D水泳運動」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。

## 中学校

### 保健体育

#### 第1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

#### 第2 各学年の目標及び内容

##### 【体育分野 第1学年及び第2学年】

##### 1 目標

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動についての自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認めようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。

##### 2 内容

###### D 水泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身に付けること。
  - ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと。
  - イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと。
  - ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
  - エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
- (2) 泳法などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫す

るとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。

- (3) 水泳に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全に気を配ること。

## 【体育分野 第3学年】

### 1 目標

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動についての自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。

### 2 内容

#### D 水泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、効率的に泳ぐこと。
- ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
- イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
- ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。
- エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。
- オ 複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること。
- (2) 泳法などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとするなど、自己の責任を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。

〔内容の取扱い〕

(1) 内容の各領域については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 第1学年及び第2学年においては、「A体づくり運動」から「H体育理論」までについては、全ての生徒に履修させること。その際、「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、2学年間にわたって履修させること。

イ 第3学年においては、「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、全ての生徒に履修させること。「B器械運動」、「C陸上競技」、「D水泳」及び「Gダンス」についてはいずれかから一以上を、「E球技」及び「F武道」についてはいずれか一以上をそれぞれ選択して履修できるようにすること。

(2) 内容の「A体づくり運動」から「H体育理論」までに示す事項については、次のとおり取り扱うものとする。

エ 「D水泳」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、アからエまでの中からア又はイのいずれかを含む二を選択して履修できるようにすること。第3学年においては、アからオまでの中から選択して履修できるようにすること。なお、学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げる。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げる。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。